



JFRL 情報宅配

* 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [「原料原産地表示制度事業者向けマニュアルの活用に関するセミナー」の開催について]

農林水産省は、平成 30 年 1 月 22 日(月)から 2 月 27 日(火)まで、全国 10 か所において、「原料原産地表示制度 事業者向けマニュアルの活用に関するセミナー」を開催します。セミナーは公開です。(申込締切：各開催地の開催日 2 日前まで、先着順)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/seminar20171113.html>

2. [農林水産物・食品の輸出促進対策] 農林水産省 食料産業局輸出促進課

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>

・ EU による日本産食品の輸入規制の改正について

平成 29 年 11 月 10 日、欧州委員会において、放射性物質に係る日本産食品の輸入規制の改正規則案が採択され、翌 11 日に欧州委員会から公布されました。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/eu_kaisei_1711.html

・ 平成 30 年度予算概算要求の概要（輸出促進関連）について [PDF]

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/index-129.pdf>

・ 輸出促進対策の概要（全体版） [PDF]

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/index-143.pdf>

* 厚生労働省 * (<http://www.mhlw.go.jp/>)

1. [「食品衛生法改正懇談会」の報告書を取りまとめました]

厚生労働省の「食品衛生法改正懇談会」は、このたび、報告書を取りまとめましたので、公表します。この懇談会では、食品の安全を取りまく環境が変化している中で、食品衛生規制全般の在り方について、食品衛生法改正も念頭に置きながら、見直しの方向を議論してきました。今後、厚生労働省では、この報告書の内容を踏まえ、関係者の御意見等も伺いながら、更なる検討を進めてまいります。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000184688.html>

平成 29 年 11 月 15 日 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課

2. [食品衛生規制等の見直しに向けた検討状況に関する説明会を開催します]

12 月に、全国 7 都市（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）で「食品衛生規制等の見直しに向けた検討状況に関する説明会」を開催します。

(11 月申込締切：東京会場 11 月 24 日、大阪・札幌会場 11 月 27 日、広島会場 11 月 28 日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000184240.html>

平成 29 年 11 月 10 日 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課

* 消費者庁 * (<http://www.caa.go.jp/>)

1. [インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に 対する要請について]

(平成 29 年 7 月～9 月)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/health_promotion_171102_0001.pdf

平成 29 年 11 月 2 日 表示対策課 食品表示対策室

2. [葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分とする機能性表示食品の販売事業者 16 社に対する景品表示法に基づく措置命令について]

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_171107_0001.pdf

平成 29 年 11 月 7 日 表示対策課

※報道発表資料：<http://www.caa.go.jp/action/press/2017/>

* 研究成果発表等 *

1. 内閣府 SIP「次世代機能性農林水産物・食品の開発」公開シンポジウム
https://www.jba.or.jp/jba/seminar/se_02/002672.php
【日時】平成 29 年 11 月 30 日（木）13 時 00 分～18 時 00 分
2. 平成 29 年度 東京都環境科学研究所 公開研究発表会
<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/10/26/08.html>
【平成 29 年 11 月 30 日（木）13 時 00 分から 17 時 10 分】

* 第 177 号のトピックス *

[分析の質～世界が求めるもの～ISO/IEC17025 改正の動き]

私たち分析機関における品質保証とは、お客様に安心して私たちの成績書を使っていただくための活動です。お客様には多様なご依頼の目的がありますが、信頼性のある結果が欲しいことは共通しています。さらに、近年では one stop testing と言われるように、成績書が相互承認に基づき、国際的に通じる物であることではないでしょうか。

分析値の品質保証に関する文書の一つとして、ISO/IEC17025（試験及び校正を行う試験所の能力に関する一般要求事項）があります。ISO/IEC17025 は、「管理上の要求事項」と「技術的要求事項」の 2 つから構成されます。

<管理上の要求事項～ISO9001：2015 を例に>

管理上の要求事項は、組織のマネジメントシステムにあたる基本ベースとして ISO9001 に適合しているときみなされるマネジメントシステムを運営することです。ISO9001 は、お客様や社会（法規制を含む）のニーズに合った良い製品やサービスを提供するために、プロセスによる品質保証です。「プロセスが明確になっているか」、「プロセスどおりに業務が行われているか」が重要であり、その結果が「顧客満足」や「業務効率向上」に繋がります。

<技術的要求事項>

分析値の品質保証を証明するために自発的に取り組む指針ですが、①試験の目的に応じて、検体（マトリックス）に対して妥当性確認された方法を確立する。②仕事の標準化として、その手順を定める（手順書を持つ）。③力量評価された人が試験を行う。④技術的に妥当な結果を出す能力の証明として技能試験への参加・評価を得る。⑤日常のプロセスの検証として内部質管理が行う。⑥使用する試薬、計測器や計量データは国際的にその整合性がとれていること、等が要求されます。

<ISO/IEC17025 改正の動き>

ISO/IEC17025 は、2017 年改訂に向け FDIS（最終国際規格案）まで進んでいます。今回の改正では、「管理上の要求事項」の基本ベースは従前通り、ISO9001：2015 に準拠していますが、品質マネジメントシステムに係る箇条の変更と、「公正性」及び「マネジメントシステムの選択肢」が新たに追加され、「機密保持」、「苦情（の対応）」及び「データ管理」の要求が強化される見込みです。

<分析の質～世界が求めるもの>

食品の分析では、真値が分からないこと、マトリックスが複雑であることが難しさです。食品の分析を行う試験所の能力評価において、Codex 委員会が作成した CAC/GL27:1997、2006 修正「食品の輸出入規制にかかわる試験所の能力評価に関するガイドライン」の信頼性確保対策の実施のための枠組みとして 4 つの質規準の 1 つに、ISO/IEC17025 に示される一般的な管理事項の遵守があります。日本でも厚生労働省策定の対 EU 輸出水産食品の残留物質等モニタリング検査実施要領の中で、これらが新たに盛り込まれています。

分析試験の受託においては、お客様と私たち第三者試験所が相互に法令等の要求事項を確認・理解することが重要です。日本食品分析センターは ISO/IEC 17025 に要求されている事項を基本的に満たし、信頼性のある結果をご提供できる体制を整えております。

* ホームページに、品質保証への取り組みについてご案内しておりますのでご覧ください。

<http://www.jfri.or.jp/qualityassurance/index.html>

配信元：一般財団法人日本食品分析センター (<http://www.jfri.or.jp>)

内容に関するお問合せは、お客様サービス部 業務推進課までファクシミリでお願い致します。

業務推進課 Fax No. 03-3469-7268 まで

